

件名

資金移動業者に関する内閣府令第一条の三第一項第五号イの規定に基づき登録商標を定める件

○金融庁告示第 号

資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第一条の三第一項第五号イの規定に基づき、登録商標を次のように定め、令和八年六月一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

資金移動業者に関する内閣府令第1条の3第1項第5号イに規定する金融庁長官が定めるものは、次の表の商標権者欄に掲げる者の登録商標（同表の適用除外欄に掲げるものを除く。）とする。

項	商標権者	適用除外
1	アメリカン エクスプレス マーケティング アンド デベロ プメント コーポレーション	
2	株式会社ジェシービー	JCB PREMOに係るもの
3	ダイナース・クラブ・インターナショナル・リミテッド	
4	ダイスカバー、フライングシヤル、サービスズ	
5	ビザ・インターナショナル・サービス・アソシエーション	
6	マスタカード インターナショナル インコーポレーテッド	
7	CHINA UNIONPAY CO., LTD.	